

浦臼町公営住宅入居のご案内



I. 入居申込者の資格(次の1～6のすべての資格がある方)

1. 現在住宅に困っている方

※原則として、申込者本人及び同居しようとしている親族に持家の方(共有名義の場合も含む)がいる場合は申し込みできません。

※日本国籍の方、または既に外国人登録している外国籍の方
また、親族が外国人の場合についても、日本国において外国人登録されていなければなりません。

2. 税の滞納がない方

3. 同居を予定している親族がいる方

※現に同居し、または同居しようとしている親族(内縁または婚約者を含む)がある方。
同居親族の範囲は、民法規定の六親等内の血族、配偶者(含内縁)、三親等内の姻族及び婚約者までです。
当分の間、同居家族がない場合でも過疎地域活性化特別措置法等により条件を具備するものとします。

A. 次の場合は同居予定親族として認められます。

ア 婚約している方(婚約者については、媒酌人や双方の親の婚約証明が必要となります)

イ 結婚しているのと同様と認められる方(内縁関係にある方は、住民登録、勤務先の扶養証明書等が必要)

B. 単身者(居宅において自活可能な方)でも、次の場合は申し込みをすることができます。

1. 50歳以上の方 2. 生活保護を受けている方 3. 帰国後、5年を過ぎていない引揚者の方

4. 身体障がい者1級～4級、戦傷病者、原子爆弾被爆者の方 5. ハンセン病療養所入所者等の方

6. 精神障がい者、知的障がい者 7. DV被害者

C. 世帯を不自然に分けて申込むことは、お断りいたします(次のように家族を分割しての申し込みはできません)

1. 夫婦の片方だけを同居親族とする申し込みは出来ません。

2. 現に同居している親族を除いた申込の場合は、除かれる親族が地方への転勤や就職または結婚が決定しているなどによる場合以外は申込できません。この場合、そのことを勤務先などからの証明が必要となります。

※現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次の1～3のいずれかに該当しなければなりません。

1. 申込日現在、申込者本人または同居親族と税法上の扶養親族にあること。

2. 婚約者

3. 独立して生計を営む三親等内の親族(申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫等)であり、住宅に困窮しているため現在同居できない状況にあること。

D. 申込後は、同居親族の変更(出生、死亡を除く)及び婚約者の変更は認められません。

E. 申込後、下記のような世帯の異動が生じた場合には、届出が必要です

1. 出生・死亡・転出の場合 2. 退職・廃業の場合

3. 氏名の変更、勤務先(勤務場所)の変更の場合 4. 死亡、又は退去した場合

5. 入居の際に同居を認められた親族以外の人(親族)を同居させたい場合

4. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国が定める収入基準に当てはまる方

収入基準となる収入月額については、II 収入基準の説明をご覧ください。

《参考 収入基準早見表》 (家族数は、申込者本人と同居予定親族または扶養親族の合計)

世帯区分	表区分/家族数	2人	3人	4人	5人	単身者
一般世帯	総収入	3,511,999円 まで	3,995,999円 まで	4,471,999円 まで	4,947,999円 まで	2,967,999円 まで
	総所得	2,276,000円 まで	2,653,000円 まで	3,036,000円 まで	3,416,000円 まで	1,896,000円 まで
高齢者 障害者 子育て等世帯	総収入	4,363,999円 まで	4,835,999円 まで	5,311,999円 まで	5,787,999円 まで	3,887,999円 まで
	総所得	2,948,000円 まで	3,325,000円 まで	3,708,000円 まで	4,088,000円 まで	2,568,000円 まで

《ご注意!》この早見表は目安です。次の場合などは使用できません。

- 特定扶養親族、老人扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦(夫)等の控除がある場合。
- 年の途中で退職、転職や就職または事業を始められた方がいる場合。
- 家族数には、入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の別居扶養となっている方を含まず。

◎**高齢者世帯とは・・・**

申込者が60歳以上の方であり、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方の世帯

◎**障がい者世帯とは・・・**

申込者本人または同居者に、身体障害者手帳の交付を受けていて、その障がいの程度が1級から4級までの障がい者がいる世帯。また、精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令による、1級または2級精神障がい者がいる場合とこれらと同じ程度と認められる知的障がい者がいる世帯も含まれます。

◎**子育て世帯とは・・・**

同居者に、小学校就学前の子供のいる世帯。

5. 入居しようとする者に暴力団員がいない方

入居しようとする者のうち、いずれかが暴力団員である場合は、入居できません。

入居しようとする者が暴力団員であるかどうか、砂川警察署に意見聴取を行うため、同意書を提出していただきます。

入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居を認めません。

6. その他、次の条件を満たす方

1. 指定日までに敷金(家賃の2か月分)を納入できる方
2. 連帯保証人1名を立てられる方(資格:道内在住で収入が同額程度以上)
3. 入居可能日から10日以内に入居し、住民票を異動できる方

II. 収入基準の説明

1. 入居申込者の収入基準は、下表のとおりです。

世帯区分	収入月額
一般世帯	158,000円まで
高齢・障がい者 子育て等世帯	214,000円まで

2. 収入月額の計算方法は、下記のとおりです。

(世帯の所得額 — 扶養親族控除額 — 特別控除額) ÷ 12か月 = 収入月額

3. 世帯の所得額

前年中の収入のあった方について、次により所得額を出して合算します。

(1) 所得計算上の注意

収入とは	(1) 給料等による収入…給料、賃金、ボーナスなどの総収入です。たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。 (2) 事業等による収入…事業所得、利子所得、配当所得、雑所得(公的年金を含む)などの所得をいいます。たとえば、自営業・サービス業・外交員などの収入をいいます。
収入としないもの	(1) 次の収入は0円とし、収入とはなりません。 ① 仕送り ② 増加恩給(これに併給される普通恩給を含む) ③ 遺族および障害を支給事由とする年金 ④ 失業給付金 ⑤ 労災保険の各種給付金 ⑥ 生活扶助料等の非課税所得 ⑦ 一時的な収入(退職所得・譲渡所得等) (2) 過去に収入があっても、申込日現在失業中は0円とみなします。 (3) 現在は収入があっても、申込日以後結婚または出産のために退職することが申し込み時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となる方は、退職予定証明書を提出していただき、収入を0円とすることができます。 なお、退職後に退職証明書を提出していただかないと、入居できません。

世帯に収入のある方が2人以上いる場合	入居する方全員の所得金額を個別に算出して合算します。
家族数とは	家族数＝申込本人＋同居親族数＋入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(別居扶養親族を含みます。)。 ※なお、出産を控えている方は窓口へご相談ください。
別居扶養親族数とは	所得税法に基づいた扶養親族をいい、単に仕送りしているというだけでは該当しません。

4. 各種控除金額

世帯の所得金額から次の控除金額を差し引いてください。

(1)の扶養親族控除は、すべての世帯に該当します。

(2)～(7)の控除は、あなたの世帯に老人扶養親族、特定扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦・寡夫がいる場合に(1)の扶養親族控除に合わせてさらに控除することができます。

番号	控除の種類	控除金額	控除を受けられる人	備考
1	扶養親族控除	一人につき 38万円	申込者本人を除く、入居しようとする親族で同居および同居しようとする方(別居扶養親族を含みます。)	必ず控除してください。
2	老人扶養控除	一人につき 10万円	申し込み時、所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の方	
3	特定扶養控除	一人につき 20万円	申し込みの時、所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方	
4	障害者控除	一人につき 27万円	申込者や扶養親族で、身体障害者手帳(3～6級)、精神障害者保健福祉手帳(2級か3級)、療育手帳(B級)を持っている方	(5)の特別障害者控除を受ける方は、(4)の障害者控除を重複して受けることはできません。
5	特別障害者控除	一人につき 40万円	障害者手帳(1～2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)または療育手帳(A級)を持っている方	
6	寡婦控除	一人につき 27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚をし、その後婚姻をしていない女性。または、夫の生死がわからない女性。(船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死がわからない場合などをいいます。)ただし、次のいずれかにあてはまる女性。 (a)扶養親族またはその他生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有する女性。 (b)年間所得金額が500万円以下の女性。	あてはまる方に所得があるときに限り、控除できます。ただし、その所得が控除金額に満たない場合は、その所得金額のみ控除できます。
7	寡夫控除	一人につき 27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚をし、その後婚姻をしていない男性。または、妻の生死がわからない男性。(船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死がわからない場合などをいいます。)ただし、次のいずれにもあてはまる男性。 (a)生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有する男性。 (b)年間所得金額が500万円以下の男性。	

Ⅲ. 申込時の提出書類

◎申込資格の有無等は、すべての書類を提出していただいてから最終的に判定します。

◎入居申込書及びその他の提出書類は、すべてお返しすることができません。

◎住宅周辺の環境や交通機関などを、よくご確認してからお申し込みください。

※ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いので、最終的な判断ができません。

後日、書類を提出された際に、相談時と判断が異なる場合もあります。

1. 必ず提出していただく書類

番号	提出書類	摘要
1	入居申込書 同意書	正しく、わかりやすく記入してください。 入居を予定している方全員分
2	住民票	(1)入居を予定している人全員分 (2)続柄などを省略していないもの (3)発行日から3か月以内のもの (4)外国人の方は、登録原票記載事項証明書

3	①所得(課税)証明書 ②源泉徴収票 ③確定申告書控 ④年金証明書・通知書 ⑤雇用保険受給者資格証 ⑥無職無収入証明書	同居予定親族の方全員分 ※ただし、15歳以下の者及び16歳以上の就学者を除く。 ①から⑥のいずれか
4	納税証明書	申込者の分のみです。 1.課税されている方は、完納した証明書 2.課税されていない方は、非課税証明書
5	保険証の写し	入居を予定している方全員分 ・健康保険被保険者証 ・各種共済組合の組合員証 ・船員保険被扶養者証 ※国民健康保険の方は、在職証明書又は事業証明書が必要となります。

2. その他の書類(世帯の状況などにより提出していただく書類です。)

番号	提出書類	摘要
1	婚約証明書	申込時に婚約中の方
2	戸籍の謄本	寡婦(夫)世帯、再婚・単身者、外国人の方と結婚されている方などが必要となります。
3	申出書	16歳以上の方が、申込日現在で、無職であることを自主証明するためのものです。
4	給与支払証明書 収支明細書	年の途中で就職、転職または事業を開始した方。申込時の勤務先で、継続して1か月分以上の実績が必要です。
5	各種年金証書の写し (定年退職された方) 各種年金裁定通知書の写し	定年退職等をして、再就職をしていない方や遺族年金などを受けられている方など
6	退職(予定)証明書	退職した方又は退職予定の方
7	母子手帳の写し	申込時の同居予定親族数では収入基準を超過するが、子供が生まれることにより、収入基準に適合する方
8	生活保護受給証明書	生活保護を受けている場合
9	在学証明書または学生証の写し	16才以上の学生等がいる場合
10	卒業証明書(卒業証書の写し)	卒業した方で所得を証明できない場合
11	健康保険資格喪失確認通知書の写し	勤務先で退職証明書が取れない場合(退職証明書に代わるものです)
12	雇用保険受給資格者証の写し	雇用保険を受給の方
13	扶養証明書	別居扶養者がある方
14	在職証明書	勤務者で国民健康保険に加入している方
15	事業証明書	自営業の方
16	療育手帳の写し	知的障害の方
17	寡婦(夫)年金証書の写し	寡婦(夫)の方(所得証明書の補助資料です)
18	身体(精神)障害者手帳の写し	身体(精神)障害者の方
	その他	他に必要な書類がございましたら、後日ご連絡を差しあげます。

IV. 公営住宅の明渡請求事項

1. 次の場合は、住宅の明け渡しの対象となりますのでご注意ください。

- 1.入居資格をいつわって入居したとき
- 2.家賃を3か月以上納めないとき
- 3.理由がなく、15日以上住宅を使用しないとき
- 4.住宅や共同施設などを、故意に壊したとき
- 5.無断で入居時に同居した親族以外の人を後で同居させたとき
- 6.入居者が死亡し、または退去した場合に引き続き無断で住宅に住んだとき
- 7.他の人に迷惑を及ぼす行為または周辺の環境を乱す行為を行ったとき
- 8.住宅を他人に貸したり、住む権利を他人にゆずったとき
- 9.無断で住宅の一部を住宅以外の用途に使用したとき
- 10.無断で住宅を模様替えしたり増築したとき
- 11.入居後、入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき

V. 駐車場

1. 団地には、駐車場のある団地とない団地があります。
2. 駐車場のある団地では原則として、1戸に1台分を有料でお貸ししています。
※料金は1,000円～3,500円(消費税込)ですが団地によって異なります。
3. 団地内の駐車場以外の通路や緑地などの場所には、絶対に駐車しないでください。
※埋設管や簡易舗装をこわしたり、緊急自動車(救急車・消防車など)やゴミ収集車の活動のさまたげとなるばかりでなく、子供のとびだしなど、交通事故の原因となりとても危険です。

VI. その他注意事項等

1. 住宅では、犬・猫・鳥などの動物類を飼うことは”一切禁止”されています。(ペット飼育禁止)
2. 団地周辺の整備(草刈り等)、共用廊下の清掃及び冬季の除雪は、入居者が協力しあい管理していただきます。
3. 次の費用は、共益費として入居者の皆さんに負担していただきます。

(1)階段灯の電気代や電球・電灯代(月額1000円程度)

4. 次の団地は、住宅内の設備をリースとしています。

(1)中央団地 ～ 浴槽・ガス釜(月額3,500円程度)

(2)さくら団地 ～ 給湯器・暖房機・グリル(3LDK・月額6,500円程度/2LDK・月額5,500円程度)

(3)鶴沼第2団地(A～C棟)～ 給湯器(月額2,500円)・共用部電気料(月額500円)

※その他の住宅は個人により浴槽、釜を設置して頂きます。なお、石油タンク、テレビアンテナ、網戸は個人設置となります。

5. 家賃決定のため、毎年8月に「収入申告書」を提出していただきます。

(1)収入申告をしない場合は、近傍同種の家賃(住棟の最高家賃)を請求します。

VII. 住宅の返還(次の手続きを行っていただきます。)

1. 返還予定日の15日前までに、浦臼町役場産業建設課管理係の窓口で返還に必要な手続きを行っていただきますので、あらかじめ電話でご連絡ください。

(1) 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。(祝日・年末年始などの休業日を除く)

(2) 入居者の負担で、もとどおりに直していただきます。〈原状回復〉

問い合わせ

浦臼町役場 産業建設課 管理係

TEL 0125-68-2113